第三十条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第百九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十六条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同表第二百一条第三項の項並びに同条第二項及び第三項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条第四項中「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条の二第一項」を、「第二十四条第一項」の下に「又は第二十四条の三第一項」を加える。

第三十一条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同項の表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、同条第二項中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改める。

第三十二条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十三条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（当該認定特別事業再編計画に第二十四条の二第五項の措置に関する事項の記載がある場合にあっては、当該措置を含む。次条第二号及び第三十五条第一項第三号において同じ。）を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（同法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）を引き受け、当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有する事業を行うことができる。

2　前項の規定により中小企業投資育成株式会社が行う事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号に掲げる事業とみなす。

第三十四条中「認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行うために必要な」を「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）　認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うために必要な資金

二　認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（第三十五条第一項第三号及び第百四十一条第一項において「認定特別事業再編事業者等」という。）　認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うために必要な資金

第三十四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務等）

第三十四条の二　独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者（中堅企業者であって、その成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。次項並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行う。

2　独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な助成を行うことができる。

第三十五条第一項中「認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものを除く。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるものを行うのに必要な資金

二　認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものに限る。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うのに必要な資金

三　認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金

第三十六条第一項中「第二十二条第二項第三号」を「第二十二条第二項第四号」に改める。

第三十七条第一項中「認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って認定事業再編関連措置を行うのに必要な」を「第三十五条第一項各号に掲げる」に改める。

第三章第二節に次の一条を加える。

（課税の特例）

第四十六条の二　認定特別事業再編計画に従って実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第七十六条中「第二条第二十四項」を「第二条第二十六項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十四項第二号」を「第二条第二十六項第二号」に改める。

第八十三条第一項中「同法第二百三十八条第一項に規定する」及び「（同号において「募集新株予約権」という。）」を削る。

第百一条第一項第十号中「（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）」を削る。

第百七条第一項中「次項及び第三項並びに」を「以下この条及び」に改める。

第百十条第二項及び第三項中「令和十六年三月三十一日」を「令和三十二年三月三十一日」に改める。

第百十二条第一項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十九項」に改める。

第百二十七条第三項第三号ニ中「第二条第三十項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に改める。

第百二十九条第一項中「第二条第二十九項第一号」を「第二条第三十一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二十九項第二号」を「第二条第三十一項第二号」に、「同条第二十九項第四号」を「同条第三十一項第四号」に改め、同条第三項及び第四項第一号イ中「第二条第二十九項第一号」を「第二条第三十一項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十九項第四号」を「第二条第三十一項第四号」に改める。

第百三十二条第一項及び第二項の表第三条第三項の項中「第二条第三十三項」を「第二条第三十五項」に改める。

第百四十一条第一項中「認定事業再編事業者等」の下に「若しくは認定特別事業再編事業者等」を、「認定事業再編計画」の下に「若しくは認定特別事業再編計画」を加え、「事業再編の」を「事業再編若しくは特別事業再編の」に改め、「、認定特定新事業開拓投資事業組合」を削り、「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動実施者」を加え、「、認定特定新事業開拓投資事業計画」を削り、「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」の下に「、特定新需要開拓事業活動計画」を加え、「、特定新事業開拓投資事業」を削り、「、革新的技術研究成果活用事業活動」の下に「、特定新需要開拓事業活動」を加える。